令和 3 年度 第 1 回 北海道森林管理局保護林管理委員会 議事概要

1. 日時及び場所

令和 3(2021)年 11 月 24 日(水) 9:00~12:00 北海道森林管理局 ※オンライン会議

2. 議事

- (1)令和2年度からの継続案件
- ①狩場山周辺の保護林拡充について
- ②別寒辺牛生物群集保護林の拡充の検討について
- (2) 令和 3 年度案件
- ①生物群集保護林の地帯区分について
- ②緑の回廊の区域内への再生可能エネルギー施設等の手続きについて
- (3) その他

3. 議事概要

- (1)令和2年度からの継続案件
- ①狩場山周辺の保護林拡充について
- ・(事務局)神威山周辺部について、道立自然公園を除いた範囲を保護林拡充区域とする。
- ・(事務局) 新たに拡充する区域は、保全利用地区とする。
- ・(事務局) 拡充後の保護林名称は「狩場山・大平山周辺森林生態系保護地域」とする。
- ・森林空間利用タイプと山地災害防止タイプの部分を含めない事が理由として書いてあるが、山地 災害防止タイプは、この森林生態系保護地域の中にも、含まれている場所がある。含めないという 理由として、成り立ってないのではないか。
 - → (事務局) この場所は山地災害防止タイプと森林空間利用タイプになっていて、かつ道立自然公園 (地種区分は、普通地域又は第3種特別地域) にも指定されている場所なので、局としては、山地災害を防止する目的、それから森林空間利用をするという目的が主たる目的と考えており、保護林には含めないと判断した。
- ・伐採予定地候補は、P.11、P.12 で説明されている候補の場所か。オレンジ枠内は、ほぼ同じような林相なので選ばれたのか。林相が違うのなら、もう一箇所くらいあったほうが良いのでは。
 - → (事務局) 森林施業を行う計画が直近にある箇所ということで、その場所を候補プロットとしたが、このオレンジ枠くびれ部分の林相状況に応じて、候補プロットを増やす必要性があるかを、改めて検討したい。
- ・事務局の案のとおり保護林の拡充を設定する。

②別寒辺牛生物群集保護林の拡充の検討について

- ・周辺はパイロットフォレストになっていて、施業がずっと続けられている林になっている。土砂流 出や枝条整理などに十分な注意を払って施業していただきたい。
- ・事務局の案のとおり保護林拡充を設定する。

(2)令和3年度案件

- ①生物群集保護林の地帯区分について
- ・3箇所の生物群集保護林の地帯区分について、事務局の案のとおりとする。
- ②緑の回廊の区域内への再生可能エネルギー施設等の手続きについて
- ・風力・地熱施設に関しては、どこの段階で状況が確認されて検討されるのか教えていただきたい。 → (事務局) 配慮書自体、任意の扱いになっており、情報収集する中で事業者と話をしていくと考えている。
- ・森林も吸収源としてカウントされており、その分の吸収源が失われても、緑の回廊の区域内に発電 施設等の開発をして、それよりも吸収源がプラスになるという判断でよろしいか。
 - → (事務局) 緑の回廊が有する生物多様性の保護を含む公益的機能と再生可能エネルギー施設を設置することによる公益性を比較衡量するという事になる。
- ・配慮書、方法書、準備書、評価書の4つの手順に基づいた調査がなければ評価が出来ないので、ア セスの手順にのらないものは原則として国有林は貸与しない、どうしても必要な場合はアセスに準 じた現地調査を実施するというのを、何処かの段階で明文化して公表してほしい。
- → (事務局) 緑の回廊内に施設を設置する場合については、マニュアルの中で、事業者は、対象にならない場合についても、条例アセスもしくは自主アセスを実施することになっている。
- マニュアルでは、調査の方法について、各項目を設けて、アセス対象となるものについてはこういう調査を実施すると記載してあり、これに基づいて事業者に調査を実施してもらうと考えている。
- ・風力発電の風況に関しては、振興局単位、あるいは振興局の境界に近いところでは、隣接する二つ の振興局単位くらいの中でのスケール感でものを考えてほしい。
- ・景観の根拠というのは一番曖昧で、日本の法律・法令の中では、景観を規制できるものがほとんど ない。どの様に基準を作っていくかを、今後考えていってほしい。
- ・北海道の国有林における3つの回廊で、地熱発電の候補になりそうな箇所というのはあるのか。 → (事務局) 現時点では、情報はない。
- ・北海道森林管理局の考え方として、数値的なものをある程度設定し、これ以上は禁止というような 考え方を、まとめておかないと、規制は出来ないと考える。その数値を設定すること自体困難であ るが、今回の考え方や提案も、現実が動き始めるとほとんど規制出来ない可能性が高いので、非常 に憂慮している。

- ・再生可能エネルギー施設は、保護林には設定できないことになっているのか。
 - → (事務局) 保護林は再生可能エネルギー施設設定の対象外である。
- ・配慮書の提出は、法的には任意であるが、風力発電の案件ではほぼ提出される。また、事業が認められるか否かは、最後の評価書の段階で経産省が認めるかどうかであり、その前の準備書で細かい調査が行われる。そして、どのような調査を実施するかの方法論が、方法書に記載されるので、ここで意見が出せる。
 - → (事務局) 今後、提案する緑の回廊区域内への再生可能エネルギー施設等の手続きにおける「評価項目」等の作成について、各委員に協力いただきたい。
- (3)その他

特になし

以上